

	第12分野 医療に関する情報
	1.病院機能評価について
解説	2002年4月から新評価項目体系が導入され、1)病院組織の運営と地域における役割 2) 患者の権利と安全の確保 3) 療養環境と患者サービス 4)診療の質の確保 5)看護の適切な提供 6)病院運営管理の合理性で行われる。
問題	病院機能評価とはどのようなものか説明しなさい。
解答	地域において医療施設が果たしている機能について、第三者機関が客観的に評価すること。日本では日本医療協評価機構が97年から評価事業を実施している。審査は病院が事前に提出する調査票による書面審査を行い、その分析をもとに複数のサーベイヤー（評価調査者）による訪問審査を実施し、審査結果報告書案を評価機構に提出する。評価機構は最終審査を行い、医療の質が一定の水準以上を満たしていると判断された病院に対して、認定証を交付する。
問題	2.利用できる福祉制度
解説	その他に公営バスの福祉乗車証の交付、県内民間バス・私鉄の乗車運賃割引などがある。
問題	精神障害者保健福祉手帳についての対象者、手帳による福祉サービスをあげてください
解答	精神障害のために、長期にわたり日常生活もしくは社会生活に制約がある方が対象となる。入院在宅による区別や年齢制限がない。（但し、初診から6ヶ月以上経過していること）統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・その他の精神疾患の全ての方が対象だが、知的障害は含まれない。手帳による福祉サービスは通院公費負担申請手続きの簡素化、生活保護法の障害者加算の認定、税制上の優遇措置、重度心身障害者医療扶助助成事業の対象（1級に限定）等がある。
問題	3.高額貸付
解説	市町村によって貸付方法が違うときがある（小切手であったり現金であったりの違いなど）ので確認が必要である。貸付申請には、病院の請求書が必要である。貸付額には、食事療養費は含まれない。
問題	高額医療貸付制度について説明してください。
解答	「高額医療費」は支給申請してから支払われるまでに約3ヶ月程かかり、医療費が高額になった場合、家計のやりくりが大変になる場合がある。この負担を軽くするため医療費の支払いにあてるための融資制度である。受けられる額は健康保険では高額医療費支給見込額の8割相当額（無利子）、国民健康保険では9割相当を貸し付けている。
問題	4.通院公費負担制度の説明
解説	この制度の適用疾患は、原則的に神経症以外の疾患。疾患によっては小児科内科などでも利用することが出来る。有効期間は2年間。有効期限3ヶ月前より申請可能。
問題	通院公費負担制度の申請書類、申請窓口について説明してください。
解答	「障害者手帳」のない方は申請書と診断書、「障害者手帳」のある方は申請書と障害者手帳（診断書必要なし）、「障害者手帳」と同時に申請する方は申請書と診断書、または申請書と年金証書の写しが必要である。申請窓口は住所地の市町村役場。